

## 知財関連手続通知書の電子化について

令和7年10月12日のNACCS更改により、税関に差止申立てを行っている権利者を対象として、知財関連手続通知書のNACCSによる電子的送付が可能となります。

本取扱いの対象となる通知書：認定手続において上記権利者に送付するすべての通知書（下記は一例）。

- 認定手続開始通知書（権利者用）（C 第 5814 号）
- 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）（C 第 5815 号）
- 証拠・意見提出期限通知書（申立人用）（C 第 5819 号）
- 認定通知書（権利者用）（C 第 5826 号）
- 処理結果通知書（C 第 5828 号）
- 疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（C 第 5832 号）
- 供託命令書（C 第 5910 号）
- 特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（C 第 5928 号）
- 特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書兼用）（C 第 5928 号-1 号）

※ 本取扱いの対象とならない通知書：認定手続以外の手続に係るすべての通知書（下記は一例）。

- ◆ 輸入差止申立て・更新受理通知書（C 第 5856 号）
- ◆ 輸入差止申立て・更新不受理通知書（C 第 5858 号）

下記1に該当し、本取扱いを希望される権利者におかれましては、下記要領にて税関への届出をお願いいたします。なお、届出の際は予め輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）へ申請しNACCS利用者コードの取得が必要となります。

### 記

1	対象となる権利者	税関に差止申立てを行っている申立人（代理人を含む。）
2	受付開始日	令和7年8月18日（月）
3	届出先	申立てを受理した税関本関知的財産調査官
4	提出書類・部数	<u>差止申立内容変更届（知財関連手続通知書の電子化用）</u> ・1部
5	受付期間	隨時 ※ただし、令和7年10月12日（日）から本取扱いを受けたい場合は、令和7年9月17日（水）までに届出を行ってください。
6	届出の手段	書面の提出又はNACCS汎用申請による提出

本件についてのよくある質問・回答集を[こちら](#)に掲載しております。